

令和2年5月15日
市民文化スポーツ局
地域振興課

新型コロナウイルス感染症対策のため
利用（貸し出し）を中止していただく活動例

項 目		内 容
コーラス・カラオケ等 (大きな声を発するもの や、吹く楽器を使用するもの)		カラオケ、コーラス、謡曲、フォーク ソング、聖楽、詩吟、歌謡吟、雅楽、 尺八、オカリナ、リコーダー、アイリ ッシュホルン、トロンボーン、フルー ト、ハーモニカ、ケーナ、 大きな発声を伴う楽器の使用 等
ダンス等	ダンス・舞踊等	ダンス、舞踊、バレエ 等
	体操等	体操、ストレッチ、気功、活元運動、 ヨガ、バランスボール 等
	武道・武術等	武道、武術、太極拳、護身術、格闘技 等
	球技等	卓球、風船バレーボール、バウンドテ ニス、ミニバスケットボール 等
	ニュースポーツ 等	ディスコン、ドッチビー、卓球バレー、 ユニカール、吹き矢 等

※北九州市の施設・イベント等に関する基本方針（5月15日改訂版）
等に基づき、上記の活動については、貸し出しを中止しています。ご
理解とご協力をお願いいたします。